

広島県立世羅高等学校同窓会ホームページ管理運営要綱

(趣旨)

第1条 本要綱は、広島県立世羅高等学校同窓会（以下「同窓会」という。）が、同窓会ホームページ（以下「ホームページ」という。）を管理運営するため、そのガイドラインを定めることを趣旨とする。

(目的)

第2条 ホームページは、次に掲げることを目的として運営する。

- (1) 同窓会と同窓会員との連絡・情報伝達等の利便性を向上させる。
- (2) 同窓会員相互の情報交換を促進すること。
- (3) 同窓会員相互の交流を深め同窓会活動の活性化を図る。
- (4) 広島県立世羅高等学校の教育振興に寄与すること。

(運用組織及び業務内容等)

第3条 ホームページの管理運営責任者は広報委員長とし、情報提供責任者として事務局長及び各委員会委員長がこれに当たる。

- 2 前項の者をもってホームページ運営会議（以下「運営会議」という。）を構成し、必要に応じて協議を行い、ホームページの運営基本方針を定めるものとする。
- 3 同窓会長はホームページの管理運営総括責任者とし、必要に応じて運営会議に出席し、意見を述べるができるものとする。
- 4 運営会議は、ホームページの充実を図り、ホームページを活用したコンテンツの提供及びその適正な管理を行うものとする。
- 5 管理運営責任者及び管理運営総括責任者は、ホームページが適法かつ公正に運営されるよう、その作成及び公開にあたっては善良な管理者としての注意を払わなければならない。
- 6 管理運営責任者は、リンク先ホームページの掲載内容及びフェイスブックの運営及び掲載内容の点検を行うものとする。
- 7 情報提供責任者は、所管する事務に係るコンテンツの作成並びに掲載、更新及び削除に関する作業を行うとともに閲覧者からの問合せ要望等への対応を行う。
- 8 管理運営責任者及び情報提供責任者は、それぞれ情報の更新等に必要なパスワードを保持するものとする。
- 9 情報提供責任者は、必要に応じて当該委員会の委員の中から情報提供担当者を指名し、あらかじめ委任した業務を行わせることができるものとする。この場合においては、管理運営責任者は情報提供担当者に新たなパスワードを付与するものとする。

(禁止行為の例示)

第4条 ホームページの管理運営にあたっては、次の各号に該当する違法又は有害な情報は掲載することはできない。

- (1) 法令に反し又は公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのあるもの。
- (2) 営利又は商業宣伝を目的とするもの。（運営会議が承認したものを除く）
- (3) 宗教活動行為や政治的行為に関するもの。
- (4) 他の団体又は第三者の知的財産権、プライバシーや肖像権を侵害するもの。

- (5) 名誉棄損や差別の助長につながるもの又は他者の名誉信用を毀損するもの。
- (6) 虚偽の内容のもの又はその疑いが強いもの。
- (7) 会員の不利益につながるもの。
- (8) その他、運営会議が情報の掲載が不適切であると認めるもの。

2 前項各号に該当する事実が判明した場合には、運営会議の決議により、違法又は有害な情報を削除し、若しくはリンク解除を行うことができるものとする。

(個人情報への配慮)

第5条 ホームページで会員の個人情報を掲示する場合は、そのプライバシー保護に配慮することとし、別に定める広島県立世羅高等学校同窓会個人情報取扱要綱を遵守しなければならない。

(著作権への配慮)

第6条 ホームページに文章、写真、音楽及びソフトウェアなどの著作物を掲載する場合には、事前に著作権の許諾を得なければならない。

2 前項の著作物を複製、転載、改変する場合も同様とする。

(リンクについての取り扱い)

第7条 ホームページと同窓会員が開設するホームページへのリンクは、その内容が同窓会活動に寄与すると思料される場合に限り運営会議の判断により行う。

2 同窓会員以外の個人及び企業・団体等のホームページにリンクする場合は、同窓会活動に支障がないと認められる限り運営会議は、これを許可するものとする。

(その他)

第8条 ホームページ及びリンク先のホームページに関わる者が、過失若しくは逸脱行為によりホームページ又は他者に対して損害を与えた場合、その者は自己の責任と費用をもってその損害の賠償責任を負うものとする。

附則

1 この要綱は、平成30年4月20日から施行する。